

令和5年度第3回
千葉市障害者施策推進協議会

令和6年3月15日

令和5年度第3回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和6年3月15日（金曜日）午後7時00分～午後8時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、伊藤委員、菊池委員、国本委員、斉藤委員、坂本委員、白井委員、高梨委員、高山委員、成田委員、新倉委員、村田委員、山下委員

（事務局）白井高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計19名

4 議題

（1）第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画（案）について

（2）その他

5 議事の概要

（1）第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画（案）について

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（2）その他

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

（翠川障害者自立支援課課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第3回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

初めに次第、続いて座席表、委員名簿、千葉市障害者施策推進協議会条例、資料1といたしまして、パブリックコメント手続の実施結果について、資料2といたしまして、修正箇所一覧、資料3といたしまして、計画書本編、資料4といたしまして、情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の検討について、以上をお配りしております。

お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、お手元にそろっているようですので、会議に先立ちまして、高齢障害部長、白井より御挨拶申し上げます。

（白井高齢障害部長） 皆さん、こんばんは。高齢障害部長の白井でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

新年早々に発生した能登半島地震から、はや2か月が過ぎましたが、改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての方々に、お見舞いを申し上げます。

さて、本日の会議ですが、次期障害者計画など3つの計画について、パブリックコメント手続を実施した結果及び計画の最終案をお示しさせていただきます。

なお、現在開会中の千葉市議会において審議中ではありますが、令和6年度当初予算案を踏まえまして、一部事業を追加するなどの変更点もございますので、併せてご説明させていただきます。

また、聴覚障害や視覚障害など、情報伝達や意思疎通に配慮が必要な方への支援に関する条例につきまして、国の法制度や他都市の状況などを踏まえ、市として検討に着手しているところですが、来年度から、本協議会におきまして、皆様のご意見をお伺いしてまいりたいと考えており、本件につきましても、後ほどご説明させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（翠川障害者自立支援課課長補佐） ありがとうございます。

次に、本日の協議会でございますが、千葉障害者職業センター所長、緒方委員、千葉商工会議所常務理事、佐久間委員、千葉県弁護士会弁護士、佐久間委員、千葉公共職業安定所所長、佐藤委員、千葉市民生委員児童委員協議会副会長、内藤委員、千葉市社会福祉協議会会長、初芝委員が欠席となっておりますが、委員19名中、13名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと存じます。

議事の進行について、大濱会長お願いいたします。

(大濱会長) それでは、「次第」に沿って進めさせていただきます。

議題の(1)、第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

それでは、議題の(1)につきまして、私から説明をさせていただきます。座って説明いたします。

まず、お手元の資料1、第6次千葉市障害者計画等パブリックコメント手続の実施結果についてをご覧ください。パブリックコメント手続については、市の重要な施策の意思決定の過程において広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行う手続でございます。この決まりに基づいて、本計画のパブリックコメント手続を1月22日から2月21日までの1ヶ月間実施しております。意見の募集方法はご覧の通り、当課をはじめとする公共施設にて配布いたしました。意見の提出者は8人、総件数32件でした。内訳は4のとおりで、計画のそれぞれの部門ごとにご意見をいただいております。意見を反映して計画の文書を修正したものは3件でございます。次のページから、それぞれの意見の概要と市の考えを、ページ順に記載しております。今回は件数が多いので、修正を行った箇所のみご説明差し上げます。まず、意見ナンバー2番、資料3におきましては4ページの下の方、身体障害者手帳の交付状況についてです。ご意見を3項目いただきましたが、修正したのは3つ目のご意見です。意見の1つ目は、18歳以上と18歳未満でなぜ区分しているのか、手帳交付の条件は違うのか、2つ目として、18歳未満の方の数が減少している一方、18歳以上の方の数が増えている理由について、最後に、資料3中の表において、伸び率と記載があるが増減率に修正してはどうか、という意見でございました。1つ目のご質問について、身体障害者手帳の交付要件は、18歳を境に特に変わるものではなく同じものでございます。しかし、法的には18歳未満は障害児、18歳以上は障害者と区分されています。それとともに、使えるサービス、決定、所得の判定について大きな差があるため、それぞれの推移が分かるように別々で表しております。次に、手帳保有者の推移の理由ですが、障害児については少子化、障害者については高齢化の影響で数の増減があると分析しております。最後、伸び率を減少率に修正してはどうかということについては、ご意見のとおりでございまして、国の福祉行政報告例等の基幹統計におきましても、増減率と書いてあります。必ずしも数字が伸びていくわけではないので、ご意見のとおり修正いたしました。以上が1点目の説明でございます。次に、2つ目の修正点が、資料1の5ページ1番下の項目、意見番号19番、資料3だと69ページの事業一覧になります。養育支援訪問事業とは育児不安の強いご家庭につきまして、保健師が訪問するという事業ですが、育児不安の強い家庭に加えて障害や病気を持つ親を加えてほしいという趣旨のものでした。この養育支援訪問事業は、親御さんの障害、病気があってもなくても、育児不安の強い家庭であればどなたでも保健師が訪問する事業ですので、ご意見のとおりとして文章を修正しております。最後の修正点が、資料1の7ページ、意見番号28番、資料3だと110ページです。障害児入所支援に係る説明についてより適切な文章表現にすべきとのご意見でしたので修正いたしました。ご意見をふまえて修正した箇所はご覧の3箇所でございました。いずれも、計画

の事業の大きな枠組みを変えるものではありません。その他、令和6年度予算案の内容をふまえて、追加した事業等、修正した箇所の一覧が資料2でございます。追加した事業についてご説明いたします。1つ目の事業が事業番号41番、もにす認定取得事業者に対する中小企業資金融資における優遇制度です。もにす認定とは、法定雇用率を満たしたあと、特に障害者の雇用や職場環境の整備に尽力されている企業を認定するものでございます。この認定を取得した事業者が、市の制度融資である中小企業資金融資を利用される時に、ご覧の融資面につきまして、市から利息のいくらかを補助する利子補給率を上乗せしたり、融資利率を引き下げます。これは、産業支援課が所管しております。2つ目、164番、チーム千葉ボランティアネットワークの運営でございます。千葉ボランティアネットワークというのは、東京2020オリンピックパラリンピックにおきまして、ボランティアを広く募って活動していただくためのネットワークを、大会が終わったあとも継承、運営しているものです。このボランティアネットワークについても、障害のある方への支援等に広くボランティアの力を借りることができるのではないかと、所管課より提案のあったものでございます。事業内容はご覧のとおりです。3つ目が事業番号170、だれもが遊べる広場づくりでございます。インクルーシブなまちづくりを推進するため、次年度から本市におきましても、具体的な取り組みをしていくというものでございます。まずはモデル公園として遊べる広場を整備して参ります。以上が計画案に加えた3つの事業でございます。なお、その他、パブリックコメント手続以外で文言の整理をしている箇所がございまして、資料2で掲載をしておりますが、いずれも計画の大きな内容を変更するものでございません。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

意見がないようですので、議題の1を終わりにいたします。

次に、議題の2、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(大坪障害障害者自立支援課長) 障害自立支援課の大坪でございます。

まずは計画の策定について、ご異議なしということでありがとうございます。それでは、その他の報告に参ります。お手元の資料4をご覧ください。部長の白井の挨拶にもありましたとおり、情報取得や意思疎通支援が必要な人への支援に関する条例の検討についてでございます。すでに検討に着手を始めておりますが、この千葉県障害者施策推進協議会の大事な議案として検討を進めて参りたいと思いますので、今回はそのご報告となります。まず、この条例を検討するに至った背景を説明いたします。資料(1)から(3)まである状況をふまえて着手をしておりますが、1つ目は国の法制度の状況でございます。令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされています。また、来月に迫っております、障害者差別解消法改正法の施行により民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されますので、社会参加や権利行使の根幹となる意思疎通につきまして、差別を解消していくことは極めて重要です。次に、東京2025デフリンピックの開催について。令和7年11月に、日本で初めての夏季デフリンピックである「東京2025デフリンピック」が開催される予定であり、成田空港から都内の会場等への中継地に所在する本市としても、手話や要約筆記など聴覚障害者への意思疎通の支援への取り組みがより一層求められます。最後に、他自治体の取り組みです。一般財団法人全日本ろうあ連盟

の調査によると、514の自治体が手話言語条例を制定、115自治体が多様な障害特性に合わせた意思疎通の支援を包括的に規定する条例を制定しています。以上をふまえて、条例検討にかかる市の基本的な考え方ですが、3点あります。1点目、すべての障害のある人が、障害種別によって分け隔てなく情報を利用、取得し、円滑に意思疎通を行えるよう、あらゆる障害種別の方の意思疎通の支援を位置づけた情報・コミュニケーション条例の制定を目指します。2点目、障害者権利条約や障害者基本法が、意思疎通の根幹の一つである言語に「手話を含む」と意を用いて定義していることを尊重し、手話の位置づけなどを規定します。3点目、多様な主体が共有できる条例とするため、障害者団体や関係者の皆様の意見を丁寧に伺ってまいります。最後に、今後の検討についてですが、まず、千葉県障害者施策推進協議会において、委員である障害者団体や関係団体、学識経験者の皆様の意見をいただく場を複数回設ける予定です。次に、本協議会の委員ではない団体等の皆様の中にも、意思疎通に支援が必要な方々がいらっしゃることから、臨時委員として参画いただく予定です。なお、条例の制定時期は検討中ですが、東京2025デフリンピックの開催時期を踏まえて令和7年度を想定しています。説明は以上となります。

（大濱会長）ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では、以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長に御一任をお願いいたします。

これをもちまして、令和5年度第3回千葉県障害者施策推進協議会を終了いたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。

（翠川障害者自立支援課課長補佐）それでは、司会に戻ります。

委員の皆様には長時間にわたり、御審議ありがとうございました。

お忘れ物ございませんよう気をつけてお帰りくださいますようによろしく願いいたします。

また、市役所駐車場を御利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。

本日はどうもありがとうございました。

午後8時00分閉会